イ　施行日において、旧薬剤師法第15条第２号に該当する者

ウ　施行日前に学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。以下同じ。）に在学し、施行日以後に旧薬剤師法第15条第１号に規定する要件に該当することとなった者（施行日以後に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において、薬学の正規の課程（学校教育法第87条第２項に規定するものを除く。）（以下「４年制薬学課程」という。）を修めて卒業した者を除く。）

エ　平成18年度から平成29年度までの間に学校教育法に基づく大学に入学し、４年制薬学課程を修めて卒業し、かつ、学校教育法に基づく大学院（以下「大学院」という。）において薬学の修士又は博士の課程を修了した者であって、厚生労働大臣が、薬剤師法の一部を改正する法律附則第３条の規定に基づく厚生労働大臣の認定に関する省令（平成16年厚生労働省令第173号）第１条の規定に基づき、改正法による改正後の薬剤師法（以下「新薬剤師法」という。）第15条第１号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定した者

５　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　薬剤師法施行規則（昭和36年厚生省令第５号）様式第７により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者は、住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

㋑　写真　出願前６月以内に脱帽して正面から撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルの上半身像のもので、裏面に氏名を記載し、厚生労働省本省又は地方厚生局若しくは地方厚生支局において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記載して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している大学又は地方厚生局若しくは地方厚生支局において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

㋒　返信用封筒（受験票送付用）　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、郵便番号及び宛て先を記載し、522円の郵便切手を貼り付け、書留の表示をしたもの。

イ　４の⑴及び⑶ア、ウに該当する者が提出する書類　卒業証明書又は卒業見込証明書

なお、卒業見込証明書を提出した者にあっては、平成29年３月23日（木曜日）午後２時まで（郵送により提出する場合には必着）に卒業証明書を提出すること。提出のない場合は、当該受験は無効とする。

ウ　４の⑵及び⑶イに該当する者が提出する書類　薬剤師国家試験受験資格認定通知書の写し（地方厚生局又は地方厚生支局に当該認定通知書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

エ　４の⑶エに該当する者が提出する書類

㋐　事前に受験資格認定されている場合　薬剤師法の一部を改正する法律附則第３条の規定に基づく厚生労働大臣の認定について（平成17年12月26日付け薬食発第1226003号厚生労働省医薬食品局長通知）（以下「局長通知」という。）に基づく薬剤師国家試験受験資格認定通知書の写し（地方厚生局又は地方厚生支局に当該認定通知書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）及び履歴書（学歴、職歴を記載し、写真を貼り付けたもの）

㋑　薬剤師国家試験受験申請と受験資格認定申請を併せて行う場合　認定申請は、局長通知別添様式に定める認定申請書により行うこととし、認定申請書に添付すべき書類は、以下のとおりとする。

①　平成18年度から平成29年度までの間に学校教育法に基づく大学に入学し、４年制薬学課程を修めて卒業したことを証する書類

②　大学院において薬学の修士又は博士の課程を修了したことを証する書類

③　学校教育法第89条に基づく卒業によらずに４年制薬学課程を卒業したことを証する書類

④　大学院における薬学の課程の在学期間を証する書類

⑤　医療薬学に係る科目及び大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第32条第３項の薬学実務実習を履修した大学における６年制薬学課程を修めて卒業するために必要な単位を修得していること及びその各単位の履修時期を証する書類

⑥　履歴書（学歴、職歴を記載し、写真を貼り付けたもの）

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、平成29年１月４日（水曜日）から同月16日（月曜日）までに試験地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局に提出すること。

イ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前９時から午前12時までと午後１時から午後５時までとする。

ウ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、平成29年１月16日（月曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

エ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　受験手数料

ア　受験手数料は、6,800円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼ることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑷　受験票の交付　受験票は、郵送により交付する。平成29年２月15日（水曜日）までに受験票が到着しない場合は、受験に関する書類を提出した地方厚生局又は地方厚生支局に問い合わせること。

なお、卒業見込証明書をもって出願した者に対しては、在籍している大学を経由して交付する。

６　受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成28年12月１日（木曜日）までに試験地を管轄する地方厚生局若しくは地方厚生支局に「国家試験の受験に伴う配慮事項申請書」を用いて申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

７　合格者の発表　試験の合格者は、平成29年３月28日（火曜日）午後２時に厚生労働省本省並びに地方厚生局及び地方厚生支局にその受験地及び受験番号を掲示して発表するほか、合格者に対して合格証書を郵送する。

８　手続及び問い合わせ先　試験に関する試験地ごとの問い合わせ先は下記のとおりとする。

地方厚生局及び地方厚生支局

試験地	所在地
北海道	北海道札幌市北区北８条西２丁目１番１号　札幌第１合同庁舎　北海道厚生局　郵便番号060－0808　電話番号011（709）2311　ＦＡＸ番号011（709）2704
宮城県	宮城県仙台市青葉区花京院１丁目１番20号　花京院スクエア21階　東北厚生局　郵便番号980－8426　電話番号022（716）7331　ＦＡＸ番号022（726）9267
東京都	埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館　関東信越厚生局　郵便番号330－9713　電話番号048（740）0810　ＦＡＸ番号048（601）1326
石川県 愛知県	愛知県名古屋市東区白壁１丁目15番１号　名古屋合同庁舎第３号館　東海北陸厚生局　郵便番号461－0011　電話番号052（959）2064　ＦＡＸ番号052（971）8861
大阪府	大阪府大阪市中央区大手前４丁目１番76号　大阪合同庁舎第４号館　近畿厚生局　郵便番号541－8556　電話番号06（6942）2241　ＦＡＸ番号06(6946)1500
広島県	広島県広島市中区上八丁堀６番30号　広島合同庁舎４号館　中国四国厚生局　郵便番号730－0012　電話番号082（223）8181　ＦＡＸ番号082（223）8155
徳島県	香川県高松市サンポート３番33号　高松サンポート合同庁舎４階　四国厚生支局　郵便番号760－0019　電話番号087（851）9565　ＦＡＸ番号087(822)6299
福岡県	福岡県福岡市博多区博多駅東２丁目10番７号　福岡第２合同庁舎　九州厚生局　郵便番号812－0013　電話番号092（472）2370　ＦＡＸ番号092（472）4474